職業実践専門課程に係る協定書

日本総合ビジネス専門学校（以下「甲」という。）と 医療法人 守田クリニック（以下「乙」という。）は、甲が設置する職業実践専門課程における教育活動の充実を図るため、相互に協力することを目的として、以下のとおり協定を締結する。

第１条（目的）

甲と乙は、職業実践専門課程の教育内容の充実および実践的職業教育の推進を目的として、相互に協力する。

第２条（協力内容）

乙は、以下の事項について甲に協力するものとする。

（１）授業内容、教材等に関する助言　＜医療秘書学科＞

（２）講師派遣、特別講義の実施　＜医療秘書学科＞

（３）実習、実技指導への協力　＜医療秘書学科＞

（４）インターンシップ等の受け入れ　＜医療秘書学科＞

（５）その他、甲と乙が必要と認める事項

第３条（個人情報の保護）

甲および乙は、本協定に基づく活動において知り得た個人情報を適切に管理し、第三者に漏洩しないよう努める。

第４条（有効期間）

本協定の有効期間は、令和８年９月１日から令和９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲または乙から書面による申し出がない限り、同一条件で１年間自動更新されるものとする。

第５条（協定の変更・解除）

本協定の内容を変更または解除する場合は、甲乙協議のうえ、書面により行うものとする。

以上のとおり、協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　８年　９月　１日

甲　岐阜県大垣市中野町４丁目４６番地
日本総合ビジネス専門学校
校　長　大橋　雅之

乙　岐阜県大垣市林町４丁目５７－１
医療法人 守田クリニック
院　長　守田　耕太郎